

欠格事由に関する事項 (個人)

年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年法律第 149 号) 第 30 条各号に該当していないことを誓約します。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 30 条

- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 2 第 35 条の 3 の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- 3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
- 4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前 3 号のいずれかに該当する者があるもの